



被扶養者の資格確認（検認）を行います

今年度も被扶養者に認定されている方が、健康保険の認定基準を満たしているかを確認する為、被扶養者の資格確認をさせていただきます。

ご家族が被扶養者としてひかり健康保険組合に加入する為には、健康保険法で定められた認定基準をクリアしなければなりません。

「収入・家族が変動した」などの理由で被扶養者の資格を失っているにも拘らず、資格喪失の手続きをしないままとなっているケースが見受けられますので現在の状況を確認させていただきます。

令和4年度の検認は、個人番号（マイナンバー）による情報連携を利用して令和3年度の収入情報を照会し、世帯の対象者全員について、令和3年度の収入が扶養認定基準以下であることが確認できた場合には、それをもって当世帯の検認は完了いたします。

情報の確認が出来なかった対象者及び、別途確認が必要と判断した方につきまして、確認書面のご提出を会社担当窓口（人事担当者）様宛てに依頼致しますので、ご提出頂きますようお願い致します。

書面提出後の確認にて、扶養削除となりました場合は、事実発生日もしくは令和4年9月1日にて扶養削除とさせていただきます。

ご提出書面について	会社担当窓口へ依頼いたします。
ご提出期限	個別にご連絡致します。
今回対象でない被扶養者	<ul style="list-style-type: none">・令和4年6月1日以降認定の被扶養者・平成16年4月1日以降に生まれた被扶養者（高校生以下）・健康保険組合が事前に確認対象外と認めた方

※確認書面を期限内にご提出頂けない場合は、被扶養者資格停止の承諾をいただいたものとし、資格停止の処理を行います。くれぐれも提出漏れの無いようお願い致します。



ひかり健康保険組合

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-4-10 光ウエストゲートビル7F

☎03-5951-7422 📠03-5951-9663